

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定により届出があった次の大規模小売店舗設置者が実施する周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項に対する県の意見を同法第8条第6項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

平成18年12月1日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ダイヤモンドシティ仙台名取店

名取市増田字関下458 外

2 大規模小売店舗を設置する者の氏名及び住所

株式会社ダイヤモンドシティ 代表取締役社長 鯛 洋三

東京都渋谷区渋谷3-12-18 渋谷南東急ビル4F

3 県の意見

（1）大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）第8条第4項に基づく意見

大規模小売店舗の新設をする日を平成19年2月24日としており、また、必要駐車台数の算出等において仙台空港アクセス鉄道の開業を前提としているが、新設をする日においては仙台空港アクセス鉄道の開業が見込まれないことから、必要駐車台数の算出にあたっては、平成18年10月17日付けで提出された法第14条第1項に基づく報告を踏まえ、大規模小売店舗を設置するものが配慮すべき事項に関する指針において示された算出式中の自動車分担率について70%を適用し、必要駐車台数を確保するとともに、適切な交通対策を講じること。

上記の必要駐車台数を確保する場合において、新たな駐車場の確保や来客自動車台数の増加が見込まれることから、店舗等から発生する騒音の再予測・再評価を行い、周辺環境への影響が大きい場合には、騒音を軽減するための適切な措置を講じること。

来客自動車の誘導経路について、国道4号仙台バイパスを迂回する経路を設定するなど多方面からの誘導を予定しているが、来客自動車の設定された誘導経路に沿って来店することができるようにするためには、案内表示板の設置や交通整理員の配置、広告等による誘導経路の周知などの対策が必要であることから、来客自動車を誘導するための効果的かつ具体的な対策を検討し、必要な措置を講じること。

## ( 2 ) 付帯意見

周辺地域の生活環境の保持のためには、周辺環境への影響軽減に向けた設置者の自主的な取り組みが不可欠であり、また、法に基づき配慮することとした事項についても、そうした設置者の自主的な取り組みとあわせて実施されることにより、更なる効果が期待されるところなので、法第 8 条第 4 項に基づく県の意見とはしませんが、次のとおり付帯意見を述べるので適切に配慮願います。

必要駐車台数を確保した場合においても、周辺交通に対する影響を軽減するという観点からは、公共交通機関の利用促進やシャトルバスを運行させるなどして、自家用自動車による来店を抑制することが不可欠である。設置者においてはシャトルバスの運行を予定しているところであるが、運行にあたっては効果的なルートを設定し、運行時間や運行本数などの情報を事前に周知するとともに、利用客の増加に向けた効果的な措置を講じるよう配慮願います。また、交通渋滞を発生させないためには、日ごろから公共交通機関の利用を呼びかけるなどの対策が必要であるため、仙台空港アクセス鉄道などの公共交通機関の利用促進に向けた適切な措置を講じるとともに、地元自治体等において公共交通に関する計画が策定される場合には、当該計画へ積極的に協力するよう配慮願います。

開店後においても、当該店舗が周辺地域の生活環境に与える影響について十分な注意を払い、届出時に調査・予測した結果と開店後の状況が乖離する場合には、追加的な対応策を検討し、迅速かつ適切な措置を講じるよう配慮願います。特に、周辺道路の渋滞等の交通問題が発生した場合には、周辺地域の生活環境に与える影響が大きいことから、必要に応じて届出時に設定した来退店経路に従って適切に誘導がなされているかどうか等、周辺道路の実態を調査・確認するなどして、交通対策の見直しや追加的な措置を講じるよう配慮願います。

### 4 縦覧場所

宮城県産業経済部食産業・商業振興課、宮城県県政情報センター及び名取市役所

### 5 縦覧期間

平成 18 年 12 月 1 日から平成 19 年 1 月 4 日まで（ただし、閉庁日を除く。）